

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダイ日本海・東シナ海系群

2. 参考人

氏 名	太田太郎
所属又は職業等	公立鳥取環境大学（鳥取県漁業協同組合外部アドバイザー）

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

鳥取県におけるマダイは主に刺網、小型底びき網、一本釣り、定置網等の沿岸漁業で漁獲され、刺網での漁獲割合が高くなっています。漁獲量は 100～300 トンであり、直近（2020 年）では 120 トン、7,000 万円の水揚げとなっています。

また、鳥取県では従前よりサイズ規制（尾叉長 13cm 以下を再放流）が実践されています。

2021 年 12 月 24 日付け水産庁資料の内容ですが、一目では理解出来ない内容です（現状、数十年続いている 6,000 トン前後の漁獲量を 2000 トン前後に落とすと、将来 6,000 トンになるという理解で間違いないでしょうか）。再生産関係では、親魚量 12,000 トン前後で安定した加入量が得られているにも関わらず（図 4）、目標親魚量を 39,300 トンに設定していますが（図 5）、これは本当に実現可能な数値なののでしょうか。また、親魚量の底上げを図るのであれば、若齢魚の漁獲を抑える方が効率的と考えますが、本当に総量規制でこの目標が達成できるのか疑問が残ります（図 7 の補足説明文には平均的な年齢組成での漁獲量の予測と記述されています）。

仮に、当該資料提案の値を達成しようと思うと、禁漁、休漁などかなり厳しい管理措置を講じなければ達成できないと思われますが、具体的にどのような措置を考えておられるのか、聞かせていただきたいと思います。単に数値の提示だけでは、誰も理解出来ないと思われます。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

鳥取県漁獲情報提供システムにより収集可能です。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

図 5 の親魚量と漁獲量の関係を見ると、平均親魚量 10 千トン付近より、平均漁獲量の増加が緩やかとなっています。10 千トンから 39 千トンの間は、親魚量を増やす効果が薄くなると解されますが、正しい解釈でしょうか。そうであれば親魚量の目標設定が厳しすぎる（非現実的）ように感じます。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

シナリオ選択よりも、目標基準値の設定について、再検討の余地があると思います。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

マダイを対象とする漁業種類はかなり広いことから、個々の漁業種類に漁獲の割り当てを細かく設定し、管理することは不可能と思われます。また生態的にも稚魚は漁港の中のような極沿岸域から水深 80m 前後の沖合域にまで着底し、加入変動が環境の影響を受けやすいため、親魚量の確保だけで翌年の加入量が担保されにくい魚種と考えられます。これらの要素を勘案し、より現実的な管理施策を提示することを望みます。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

現状、尾叉長 13cm 以下の再放流と、資源管理計画に基づき公休日が設定されています。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

鳥取県沖合底曳漁業協会（鳥取県漁業協同組合、田後漁業協同組合）
鳥取県資源管理実践協議会（鳥取県漁業協同組合、田後漁業協同組合、赤碕町漁業協同組合、米子市漁業協同組合）
地元流通加工業者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

単に数量を設定するという話だけでは、漁業者の理解を得られないと思われます。具体的にどのような対策を講じるのかを示す必要があります。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業、刺網漁業、定置網漁業、釣り漁業（自由漁業）

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

私自身も、鳥取県の研究員としてマダイの資源評価に携わらせていただいた経験があります（その当時、鳥取県は西水研に年齢別漁獲尾数を提出していました）。マダイは多様な漁法で漁獲されることから、月別の体長組成を出すのも難しいこと、さらには age-length key が確立されたものがなく、年齢分解は個々の県に委ねられていました。この体制が変わっていない場合、評価制度を向上させるために、現場レベルで改善すべき課題が多々あると考えられます。データの抽出方法や年齢分解の方法など、水研、各府県担当者で、さらに詰めていくことも大切だと思います。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダイ 日本海西・東シナ海系群

2. 参考人

氏 名	村山 達朗
所属又は職業等	株式会社浜田あけぼの水産 取締役 (前 島根県水産技術センター所長)

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

マダイは底びき網漁業や定置漁業をはじめとする多種多様な沿岸漁業で漁獲される。釣漁業等の自由漁業による漁獲も多く、非常に多くの漁業者が利用している水産資源である。

よって、TAC 管理を開始した場合に影響を受ける漁業者の数が非常に多いため、漁業者に対する事前説明も、これまで TAC 管理の導入について議論されてきた他の魚種よりも慎重且つ丁寧に実施する必要がある。

さらに、当該資源は種苗生産・養殖技術が確立しており、毎年全国で漁獲量を超える量の養殖魚が収穫されている。安定した養殖生産の影響による単価の下落に伴い、当該資源の漁家経営上の魅力が低下し、漁業者による当該資源を狙った操業の減少が指摘されている。養殖魚により需要の多くをカバーできる当該資源については、MSY をベースとした TAC 管理を導入する必要性があるのかを議論する必要があるのではないかと考える。

また、当該資源については過去 40 年以上の長きにわたり漁獲量が 5,000～7,000 トンの範囲で安定して推移している。これまで漁業者が取り組んできた自主的資源管理措置が継続され、現状の漁獲圧力が維持されれば今後も資源量・漁獲量は安定して推移するのではないかと考えるのが自然ではなかろうか。現在示されている資源評価結果は現場漁業者の感覚と大きく乖離していると感じている。そのような状況下で漁業者に新たな負担を強いる管理を導入しようとするのであれば、その理由を明示し、そうすることによりどのような効果が期待でき、漁業者にどれだけメリットがあるのかを説明し、漁業者の理解を得た上で進める必要がある。

当該資源は遊漁者による資源利用がかなりあることが予想されるが、その利用実態は明らかになっていない。漁業者に対して TAC 管理を導入する場合は、同じ資源を利用するものとして、並行して遊漁者に対する制限等を検討すべきである。

マダイは代表的な栽培漁業対象種であり、種苗放流により加入量が下支えされていると考えられる。そのため、TAC 設定に際しては、他の魚種とは異なり、近年の漁獲実績（漁獲シェア）に加えて種苗放流の有無や放流量の多寡を勘案して各都道府県に配分することができないかを検討すべきと考える。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

島根県においては漁協市場の販売情報を県に提供するシステムが構築されている。一方、遊漁に関する情報収集の仕組みはない。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

以前参考人が、全国水産試験場場長会長を務めていた際、水研機構の業務評価会議において、単に資源評価を行って ABC の推定を行うだけではなく、ABC に基づく TAC 管理を具体的にどう実施するかを研究し、提案すべきであると申し上げた。特に、底びき網漁業のような多魚種を同時に漁獲するような漁業において、具体的にどのような管理手法があるかは喫緊の課題であったはずである。しかるに、現在そのような研究が進められ、その成果が発表されているということは寡聞にして参考人は存じ上げない。島根県の沖底においては、アカムツの資源保護を行うため、機動的禁漁区（e-MPA）を実施している。これを実施するにあたっては、10 年以上の詳細な漁獲データを蓄積し、シミュレーションによる管理方法の検討を行って、漁業者を説得、さらに、毎年効果进行评估しながら実施している。資源管理目標の設定にあたっては、単に数値を示して、漁業者にこれを守りなさいと強要するだけでなく、どういう操業を行えば、それが実現できるか、という点まで踏み込んでいただきたい。さらに、本資源は遊漁者による利用も多い。遊漁者の漁獲量に関する情報収集体制の構築も大きな課題である。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

当該資源については過去 40 年以上の長きにわたり漁獲量が 5,000～7,000 トンの範囲で安定して推移している。多くの漁業者が安定した収入源として、漁業経営の柱のひとつとして計算に入れている魚種であると考えられるため、TAC 管理を導入する場合は、短期間に漁獲量が大きく増減するようなシナリオでは無く、中長期的に安定した漁獲可能量が設定されるシナリオを採択すべきと考える。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

当該資源は底びき網漁業や定置漁業など多種多様な漁法で漁獲される水産資源である。底びき網漁業は特定の魚種を選択的に狙って操業できる漁業種類ではなく、ひと網に複数の魚種が混然となって漁獲されるため、魚種ごとにその漁獲量をコントロールすることは極めて困難である。定置漁業はその漁法の特性上選択的に特定の魚種を漁獲することはできず、効果的に漁獲を抑制する方法は、網の解放による放流か休漁の 2 種類しか無い。

よって、底びき網や定置網のように魚種ごとの漁獲量管理が困難な漁業種類の対象魚種を TAC 管理しようとする際は、選択的な放流技術の開発や休漁補償等の影響緩和策とあわせて慎重に議論する必要がある。

仮に TAC 管理を導入しようとする場合は、1 魚種の TAC 遵守のために操業そのものを休漁するような事態が発生することは漁業経営上受け入れられるものではないため、複数魚種をまとめて管理する、複数年で管理する等操業停止になりにくい管理手法の検討が必要であると考ええる。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

島根県内漁業者の多くが以下の取組を実施している

- ・ 全長 15cm 以下の小型個体の放流
- ・ 種苗放流
- ・ 週 1 日以上月休漁日の設定

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

関係する漁業者（底びき網漁業者・定置漁業者・まき網漁業者・釣漁業者等）、流通業者

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

資源評価の精度、信頼性について（根拠となるデータセットの提示）
外国漁船による漁獲の状況とその影響

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

沖合底びき網漁業
福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県 等
遊漁者

（３） その他（御質問等があれば、御記載ください。）

神戸チャートでは、漁獲圧（F）は、1986 年～2020 年の期間を通して最大持続生産量（MSY）を実現する漁獲圧（F_{msy}）を上回り、親魚量は最大持続生産量を実現する親魚量（SB_{msy}）を下回った、と記載されているが、このような状態では本来資源量は減少が続き、漁獲量も減るのが普通ではないか。しかし、最近 30 年間、漁獲量は比較的安定しているし、年齢組成も若齢化しているようにも見えない。資源管理の目標が、将来的に親魚量を現在の 3 倍以上に増やすが、漁獲量は微増というのとも理解しがたい。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダイ (日本海西部・東シナ海系群)

2. 参考人

氏 名	梅本千利志
所属又は職業等	糸島漁協 代表監事、福岡県二双吾智網連絡協議会西部地区代表

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

- ・我々漁業者は、小型魚の放流や休漁日の設定に取り組んできました。マダイ資源は長年維持されてきたと思います。今後も、資源管理協定を定め、資源管理に取り組むことはよいことだと思います。
- ・しかし、今回の評価結果は、現場の感覚とまったく一致しません。漁獲量をそのまま単純に資源量とするのは、魚の生息域、漁場利用の実態、漁獲効率など多様な実態をまったく考慮していないので、実際の資源状態を反映していないと思います。
- ・そのような資源評価による管理は、本当の意味で資源管理になるのか疑問です。大幅に漁獲量を減らせばマダイは増えるかもしれませんが、漁業経営が成り立たないような管理では意味がないと思います。したがって、資源評価結果に無理に合わせるのではなく、実際に実行可能な柔軟な管理を行うべきだと思います。
- ・どうしても厳しい管理を行うというのであれば、十分な経営支援策が必要だと思います。また、少ない漁獲量を多様な漁業種類、多くの漁船に配分して管理するのは非常に困難だと思いますので、管理調整のしくみづくりについても国が責任を持って指導していただきたいと思います。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・浜売りや直売といった漁協・市場を通らない販売形態が増えており、それらを把握する報告体制の整備が必要と考えます。
- ・出荷単位も kg 単位のほか箱単位 (大、中、小) と多岐に渡ります。漁獲量算出の基礎となる全国で統一した基準等はあるのでしょうか。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・今回提案された目標管理基準値案が 39,300 t と 1986 年以降で経験したことがない極端に高い数値となっていますが、海の許容量を考えると現実的に実現可能な目標となっているか疑問です。また現状の親魚量が目標管理基準値案を大幅に下回る結果となっていますが、漁業者は減少しているにもかかわらず、マダイの漁獲量は 1980 年以降安定して推移していること、旧評価 (R2) では資

源は中位横ばいと評価されていること、実際に操業する中でも、福岡県地先のマダイの資源が減っている実感はないことから、今回の評価結果は現場感覚とかけ離れています。仮に、目標を達成した場合でも、漁獲対象でない7歳以上の高齢魚が増え、漁獲対象である若齢魚の組成が減ると漁業者のメリットがありません。操業の実態に即した目標の設定が必要と考えます。

- ・資源評価について、十分な議論を行うためにも、資源評価に採用された漁獲の情報（採用年、漁業種類など）や生物データの知見・文献（何年のどの知見や文献を採用したのか）をわかりやすく説明したものを、資源評価ダイジェスト版に資料として付けてもらいたいです。
- ・MSYは現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量のことでありますが、今回の資源評価は、大事な環境条件を考慮していないのではないのでしょうか。環境変化やそれが生物に与える影響の検討がなされていないように思います。
- ・R3年12月に国から公表された資源評価の内容について、2022年の漁獲を1/3程度に抑えるシナリオが示されていますが、これでは漁業経営は成り立たないため、漁業者は不安を抱えています。漁業経営や社会経済的な影響も考慮するなど、総合的な視点から、国は責任をもって示すべきではないのでしょうか。
- ・福岡県のマダイ漁獲量の多くを占める吾智網漁業は、主に若齢魚を漁獲対象としており、幼稚魚や高齢魚を漁獲しないが、海には幼稚魚や高齢魚は一定量生息していると推測しており、漁業種類、漁具による体長、年齢等のデータの偏りを補完する調査の必要性があります。また、福岡県の漁業者は、公的な規制の他、小型魚の再放流などの自主的な資源管理を行っています。実際に、吾智網漁業は1～4月（一部4月操業有）は休漁しており、統計上の漁獲量はこのような管理の上での数値であることから、資源評価に反映させる必要があるのではないのでしょうか。
- ・今回の評価で用いている成熟年齢等の知見は、30年以上前の知見を用いていますが、長年操業する中で、近年水温上昇などの環境変化を間近に感じており、成熟年齢等も変化しているものと考えられます。現状に沿った最新の科学データを用いて再評価する必要があります。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・（資源評価の精度が確保されている前提で）目標管理基準値を39,300tとした場合、2022年の漁獲可能量は2,000t弱と試算されています。仮に、福岡県のシェアを30%とすると、福岡への配分量は約600t。福岡の漁獲は長年2,000t弱で安定して推移していますが、漁獲を30%以下に切り下げる必要があります、これでは漁業経営や生活が成り立ちません。漁業を廃業することになり、雇用の維持やこれまで築いてきた流通経路もなくなってしまいます。このため、目標期間を10年に固定せず必要に応じ延長したり、目標管理基準値を漁獲対象である1～3歳魚の組成が一番増えるピークとするなど、漁業者の負担が著しく大きくならないような柔軟な漁獲シナリオの検討が必要と考えます。また、漁業者のみならず漁協や市場の経営、地域産業などが成立する漁獲シナリオを提案する必要があると考えます。
- ・福岡のマダイの最盛期は4～7月であり、沿岸漁業の実態を考慮して管理年度等の管理方法を検討する必要があります。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・新たなTAC魚種を検討するうえで、管理区分のTAC配分量が1,000トンや数百トンなど、少ない数値になる魚種については、これまで以上に柔軟な運用を、要望します。
- ・沿岸漁業の場合、遠洋漁業と異なり経営体が多い上、漁場が狭く、操業範囲や操業期間を公的規制で決められている漁業もあり、漁模様は魚種の来遊に大きく左右されます。マダイにTAC管理を適用する場合は急な漁獲の積み上がり等に対応できるよう、留保枠の速やかな追加配分などの柔軟な対応が必要と考えます。
- ・漁獲制限をするにあたって、収入の減少による補償はどのような内容であるか、示してほしいです。
- ・吾智網漁業は、ウマヅラハギなどのマダイ以外の魚種も狙って操業済ますが、マダイが漁場に多くいるため、どうしても混獲してしまいます。マダイの漁獲に制限がかかる場合でも、操業自体が停止されることがないような管理が必要であります。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・市場休みの前日は、極力休漁にしています。
- ・マダイの最小漁獲制限は、13cmと定めています。
- ・許可漁業である吾智網漁は、基本的に5月1日から12月31日（一部4月操業あり）までの漁業と定めています。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・一双、二双吾智網漁業
- ・一本釣漁業
- ・はえ縄漁業
- ・小型定置網漁業
- ・市場関係者、仲卸業者等

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・R2年の韓国へのマダイの輸出量は約4,000tであり、マダイは韓国でも需要が大きい魚種と考えます。このため、韓国もまとまった量を漁獲していると考えます。資源評価にはこのような外国船の漁獲量は、反映されているのでしょうか。諸外国の漁獲量はどのように把握して、資源量にどのような影響があるか伺いたいです。
- ・機器導入事業、漁船リース事業では、KPIを5年で10%以上向上しないといけないが、漁獲制限と矛盾します。この件はどのように考えていますか。
- ・外国漁船や遊漁、兵庫県以東の日本海のマダイの漁獲状況、またその影響等。
- ・ステークホルダー会合で用いる資料は、漁業者に分かり易いよう作成して頂きたいです。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・漁業者だけではなく遊漁者、レジャー船等も管理の対象とする必要があると考えます。

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・漁獲制限となった際の漁業者への支援策（減収補償、魚価向上等）は考えているのですか。
- ・漁業者の減少は資源評価にどのように反映されていますか。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダイ (日本海西部・東シナ海系群)

2. 参考人

氏 名	古川忠雄
所属又は職業等	糸島漁協 岐志本所 地区運営委員

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

- ・資源管理は必要であり、その重要性は理解しています。これまでも、小型魚の放流や休漁日の設定に取り組んできました。今後も、資源管理には引き続き取り組んでいきたいと思っています。
- ・今回、MSY達成には、漁獲量の大幅削減が必要との資源評価がなされていますが、この評価結果は到底納得できません。評価に必要なデータが十分ではなく、精度に問題があると思います。また、マダイは過去35年間、資源が減ったとはまったく思えず、漁師の実感ともかけ離れています。なぜ、このように急に厳しい管理が提案されたか、たいへん疑問です。
- ・このような疑義のある評価に基づく管理に、漁業者の生活を預けるわけにはいきません。つきましては、資源評価の精度が上がるまで (十分なデータが揃うまで) の間、暫定的に現場で実行性のある管理をすべきだと思います。その方が管理効果はあがると思います。
- ・また、特に、漁業者に限らず、遊漁者、外国漁業なども一様に管理に取り組むべきだと思います。国においては、遊漁者や外国漁業の実態と影響についても把握に努めていただきたいと思います。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に係る御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

- ・新たな資源管理には、正確で素早い漁獲の報告が必要になります。その管理は誰がどのような方法で行うのでしょうか。管理の枠組みだけ決めて、あとは現場に丸投げでは困ります。漁獲情報の収集に必要な体制づくり、管理経費の支援等についても検討していただきたい。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

- ・そもそもの話として、今回の資源評価結果をそのまま管理に用いるべきではないと思います。
- ・今回の資源評価では、漁獲量を単純に足し合わせた数値に基づき資源を評価したと聞いています。しかし、単純に漁獲量を足し合わせた値では、海の中にいるマダイの資源量を反映していないと思います。例えば、私が従事している吾智網漁業は、沿岸寄りの漁場を利用する割合が高いです。また、マダイは、沿

岸の方が小型魚が多いと思います。そのようなことを加味せず、単純に漁獲量を足し合わせると、実際のマダイのサイズ別割合よりも、小さいマダイの割合が高くなってしまっているのではないのでしょうか？ また、マダイを獲る漁業は、ごち網だけでなく、釣りやはえなわ、定置網など多様です。正確な数値はわかりませんが、吾智網漁業と釣り、はえ縄漁業を比較すれば、吾智網漁業の方が漁獲率が高いだろうと思います。したがって、異なる漁業で獲られたマダイの漁獲量を単純に足し合わせた場合も、実際に海に棲んでいるマダイのサイズ別割合と異なってくると思います。このように、今回の評価では、漁業実態を踏まえた検討を行う上で必要なデータが不足しているので、単純に漁獲量だけで資源評価することには無理があると思いますがいかがでしょうか？

- ・分析に必要なデータが十分でない中で、無理な資源評価に基づく管理を行うべきではないと思います。まずは、暫定的に実行可能な管理を実施しながら、正確なデータを収集する体制を整え、データが集まって信頼のおける評価ができるようになるまで、我々は待ちたいと思っています。
- ・日本海西部・東シナ海系群のマダイの生息域は、鹿児島から鳥取までとなっていますが、南北で水温が異なるので、産卵時期や成長も少しずつ違ってくると思います。そこはどのように評価されているのでしょうか？
- ・海の水温上昇により、30年前に比べて地域によっては親魚になる年齢、産卵期、産卵場などが変わっていないのでしょうか？ そのことは資源評価に影響しないのでしょうか？
- ・評価には外国漁船や遊漁者の漁獲が考慮されておらず、外国漁船、遊漁者の漁獲実態を把握し、資源評価に反映させる必要があります。クロマグロのように遊漁の漁獲が想定より多い場合、漁業者だけが管理を行っても結果が伴わないことが懸念されることから、漁業者に限らず関係者全員で管理を行うべきであります。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ・漁獲シナリオの選択、採択というのは、資源評価を前提にしたシナリオ選択という意味なのではないでしょうか？ それならば、そもそも精度に疑いがあり、関係者の納得が得られない資源評価結果に基づいたシナリオは用いるべきではないと思います。資源評価結果は、あくまで参考値としたうえで、休漁日の設定など実行可能な数値目標を定めて暫定的な管理を行い、その間、評価の精度を上げるための調査をしっかりと行うべきだと思います。その方が、管理効果も上がるのではないのでしょうか。マダイの資源管理を行う上で、漁業経営が安定し、継続できるよう、柔軟な管理方法を検討していただきたいです。
- ・今回の資源評価のMSYによる管理目標をそのまま用いた場合、福岡県内での漁獲配分消化の管理は非常に難しいと思います。福岡県のマダイ漁獲は、吾智網漁業が占める割合が高く、釣り、はえ縄漁業等その他の漁業の割合は低いですが、吾智網漁業以外の漁業は隻数が多く、操業期間も周年で特定できません。釣りやはえ縄漁業は、毎年一定時期にマダイを専門的に漁獲するのではなく、マダイや他魚種の来遊をみながら、その時どきに対象魚種や漁法を選択しますので、一定の対象者へ過去の実績を参考にしてあらかじめの漁獲量を配分することが極めて難しいのです。そのような調整には、留保枠を十分に取っておく必要がありますが、現実には、マダイを専門的に獲る吾智網漁業が、そのような他の漁業の留保枠の分まで担う以外はないと思います。吾智網漁業だけの漁獲量削減でも経営が厳しくなるのに、他の漁業の留保枠まで負担するのは余計に

窮屈になってしまいます。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・漁獲制限で減収になった場合の補償を合わせて考慮して頂きたいです。
- ・知事管理区分のクロマグロは、全国統一で4月から翌年3月までの管理年度の管理を行っていますが、本県海域には、2～3月に来遊が集中するため、管理が非常に困難な状況である。魚群の来遊時期はブロックによって決まっていることから、管理年度をブロック分けすれば、管理がし易い魚種もあると考えています。今後は、管理年度をブロック分けするなど、より柔軟な対応が必要だと考えます。
- ・福岡県のマダイ漁獲量の多くを占める吾智網漁業は、マダイに特化した漁業で、厳しい管理が必要となった場合、生活ができず、廃業せざるを得ないなど、漁業経営が成り立ちません。また、他漁業種への転換は、マダイの漁獲に特化した船型、装備のため多額の初期投資が必要なうえ、漁業調整の面からも困難です。
- ・私が営んでいる一双吾智網漁業は操業期間が5月～12月で、1月から4月までは、一本釣漁業など別の種類の漁業を営んでいます。マダイの大幅な漁獲量削減で一双吾智網漁業の水揚げが激減すれば、1月から4月の別種漁業で少しでも取り戻そうとがんばることになります。しかし、現在の収入安定対策・積立ぷらすは、1年間トータルの水揚げが、過去の水揚げの平均に対して一定レベル下回った場合に支援されるしくみです。一双吾智網漁業のマイナスを1月から4月の漁でカバーすればするほど、一双吾智網漁業で払った犠牲に対する手当は減ってしまいます。それでは、一双吾智網漁業で痛みを伴って資源管理に協力したのに、その痛みは自己負担で補いなさいということになりませんか？ まじめに働く人ほど支援が少なくなっていく「正直者がばかを見る」ことになると思います。また、一双吾智網漁業以外の漁業でがんばるほど、他の魚種の乱獲や、他の漁業者との競合も激しくなると思います。このような問題について対策は考えているのでしょうか？
- ・水産庁は、積立ぷらすによる経営支援で対応してほしいと説明されますが、積立ぷらすの支援は、制度上漁期が終了した翌年になります。大幅な漁獲量削減があれば、漁期中に運転資金が足りなくなり、倒産、廃業のリスクさえ生じます。また、漁協の販売手数料の大幅減、流通、加工、小売業者の取扱高の減少による経営難、廃業があれば、資源が回復した後に売り先がなくなってしまい、何のために管理したのかわからなくなってしまいます。経営支援策の検討にあたっては、このような課題を踏まえ、管理期間中の資金対策についても検討をお願いします。
- ・これだけ厳しく漁獲量を削減すれば、マダイの生息尾数は増えるかもしれませんが、しかし、資源管理が成功したとしても、私の経験では生息尾数が多くなればエサや棲み場所が不足し、マダイは痩せて品質が著しく低下してしまうと思います。また、他の魚種にも同様の影響が出るかもしれません。このような問題をどう考えているのでしょうか？

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・市場が休みの前日は、極力休漁にしています。
- ・マダイの最小漁獲制限は、13cmと定めています。

- ・許可漁業である吾智網漁の漁期は、基本的に5月1日から12月31日（一部4月操業有）です。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・一双、二双吾智網漁業
- ・一本釣漁業
- ・はえ縄漁業
- ・小型定置網漁業
- ・市場関係者、仲卸業者等

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・今回の資源評価において、結果が示されているだけで、具体的にどのようなデータを用いたかがわかりません。漁業者側で検証不能な結果だけを示されて納得して下さいというのは進め方に問題があると思います。漁業者側が検証するために必要なデータ（具体的には、解析に用いた年度ごと都道府県ごと漁業種類ごとサイズ別漁獲量等）を開示していただきたいと思います。
- ・新たな資源管理に向けてのデータがまだまだ十分ではないと思うが、データが揃ってからではいけないのですか。
- ・マダイ瀬戸内海系群との評価方法の違い及びその理由について説明が必要です。
- ・外国漁船や遊漁、兵庫県以東の日本海におけるマダイの漁獲状況、またその影響はありますか。漁獲統計には、以西底びき網漁業の漁獲量が含まれているのではないかと思います。以西底びき網の漁獲量を資源評価ではどのように取り扱っているか、説明をお願いします。また、以西底びき網の漁場だった海域にいたマダイ資源は今どうなっているのでしょうか？ 我が国沿岸の資源には関係しないのでしょうか？ また、中国など外国による漁獲はどうなっているのでしょうか？ 対馬から朝鮮半島にかけては浅い海域が連続していますが、韓国沿岸の資源は、我が国沿岸の資源に関係しないのでしょうか？ これらの点についても説明をお願いします。
- ・ステークホルダー会合で用いる資料は、漁業者に解りやすいよう作成していただきたい。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・漁業者だけではなく遊漁者も管理の対象とする必要性があります。

（3）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

- ・天然魚を制限することで、養殖魚の需要が高まり、既存の販売先等の減少につながります。
- ・新たな資源管理による漁獲制限を行うことで、漁業では生活ができなくなるため、漁業者及び新規就業者（後継ぎ含む）の減少につながります。魚を増やしても、漁業者が減ることになれば、何のための新たな資源管理なのか、もっと漁業者の方を向いた政策を行っていただきたい。
- ・漁獲規制となった場合、漁協経営にも影響が出てきます。漁協への考慮はどの

ように検討しているのですか。

- ・MSYに基づく資源評価が、漁業者の理解と協力を得られない場合、漁獲努力量による管理など数量管理以外の管理についても検討していただきたい。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダイ日本海西部・東シナ海系群

2. 参考人

氏 名	後藤 政則
所属又は職業等	佐賀県玄海栽培漁業協会 技術顧問

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

神戸プロットでは乱獲状態にあるとの結果になっているが、ここ 30 年漁獲量、資源量ともにほぼ横ばいで推移しているように思われる。
なお漁業者から聞くとよれば、マダイの単価が下がったため、別の魚種を狙うことから、漁獲強度が低下していることがうかがわれ、このことが資源評価の結果に影響しているのではないかと考えます。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

本県の漁業者のほとんどが漁協への報告を行っているため、全体数量の把握が可能と聞いている。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

資源管理目標はあくまでも本系群の資源量を最大とすることで設定されているものと認識している。一方、本資源に関しては、2 歳から 3 歳魚などが経済的に最も価値があるため、目標管理基準値の設定にあたっては、これら年齢魚の資源量を最大とする何らかの方策も考慮すべきではないかと考えます。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

他の魚種同様、漁業種類間での不公平感がないようにすることが重要である。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

当県の資源管理の取組として、平成 6 年度に定めた資源管理計画を基に、体長 15 cm 未満魚の再放流や稚魚特別採捕の禁止を行っており、これまでの普及啓発の結果、漁業者はきちんと理解し取り組んでいる。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

当県の漁獲量の多くはごち網であることから、当該漁業種類の関係地区には意見を聞くべきと考える。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

漁獲管理をした場合、想定していた数量まで回復しなかった場合の措置について

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダイ 日本海西部・東シナ海系群

2. 参考人

氏 名	坂本 安則
所属又は職業等	佐賀玄海漁業協同組合 副組合長

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

- ・近年、春先のシーズンを除くと、大量入網があまりなくなった。
- ・4年ほど前から種苗放流を休止しているが、春先は沿岸域で稚魚が確認できるため、ある程度資源は存在する思っている。
- ・また、漁業者の認識では、マダイは近年漁獲量が安定している魚種である。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

当漁協に所属する漁業者が漁獲するマダイは、ごち網が主体であり、ほぼ市場出荷（県内、県外）となっていることから、漁獲量の把握は可能。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

--

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

漁業種類間で不公平にならないよう設定すべき。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

現在、当漁協に所属する船曳網漁業（ごち網漁業）において自主的休漁や袋網の目合い規制を実施している。今後も同様の取組を実施する必要があると考えている。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

当県の漁獲量の多くはごち網であることから、当該漁業種類の関係地区には意見を聞くべきと考える。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

マダイ 日本海西部・東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	岩 添 六 治
所属又は職業等	新松浦漁業協同組合 ごち網部会 世話長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見 (本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。)

新松浦漁協は長崎県北部に位置し、伊万里湾に浮かぶ旧福島漁協 (昭和 4 2 年に福島大橋により、本土と架橋) 旧鷹島阿翁漁協 (平成 2 1 年度鷹島肥前大橋により、本土と架橋) 松浦市本土の旧松浦漁協、旧新星鹿漁協の 4 漁協が平成 1 7 年 1 2 月 1 日に合併し誕生しました。湾口には黒島、青島、湾内には飛島等などの大小の島々があり、湾奥に福島、その奥に伊万里市があり、沿岸漁業の生産基盤となる絶好の海域でもあります。湾内と外海との海水交換は津崎、青島、日比の 3 つの水道で行われ、伊万里湾奥の佐賀県側から伊万里川、有田川、長崎県側から今福川、志佐川などの大小の河川水が流入する好漁場です。

伊万里湾内はマダイの産卵場所となっており、伊万里湾内で育ったマダイが、沖合で盛んに行われているごち網漁で漁獲されております。ごち網漁は新松浦漁協の主要な産業の一つであり、ごち網の漁獲量の多寡は漁協経営にも大きな影響を与えます。

(2) 各論に関する御意見 (各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。)

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

市場からの仕切り等が主です。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

ごち網は新松浦漁協の主要な産業の一つであり、特に魚種ではマダイ類が 5 割の漁獲を占めており、私もごち網漁をして生計を立てております。今回、新たに TAC 魚種にマダイの追加が検討されており、漁獲制限が出された場合、対象資源に深いかかわりを持つ、漁業者の首を締めることは間違いなく、マダイは新松浦漁協の漁獲高に占める割合も高いことから、新松浦漁協の経営においても影響は計り知れないものとなりますので、行き過ぎた漁獲規制をとられないように強く要望します。一方でこれまでも毎年、漁業者は種苗放流や藻場育

成などを実施してきており、今後も資源管理は必要であると考えています。このようなことから、私たち漁業者が安定した生活が営まれるよう、新松浦漁協においても活魚を主体に「量より質」という考えが浸透するよう強く意見していかうと考えています。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

新松浦漁協の全体の水揚高

H30 年度 → 約 33 億円

R 1 年度 → 約 35 億円

R 2 年度 → 約 29 億円

全体の水揚高の内漁船漁業の水揚高

H30 年度 → 約 11 億円

R 1 年度 → 約 10 億円

R 2 年度 → 約 10 億円

漁船漁業の水揚高の内ごち網の水揚高

H30 年度 → 約 4 億 0 千万円 36.0% 約 954 トン

R 1 年度 → 約 4 億 6 千万円 46.0% 約 987 トン

R 2 年度 → 約 3 億 9 千万円 39.0% 約 960 トン

ごち網漁業の R 2 年度水揚高の内タイ類水揚高の割合

R 2 年度 → タイ類全体 ・約 505.8 トン 52.6%

R 2 年度 → イトヨリダイ ・約 241.7 トン 25.1%

R 2 年度 → イサキ類 ・約 20.6 トン 2.1%

R 2 年度 → カマス類 ・約 18.0 トン 1.8%

タイ類全体を細かく分けると。

R 2 年度 → マダイ ・約 348.6 トン 36.3%

R 2 年度 → チコダイ ・約 132.5 トン 13.8%

R 2 年度 → レンコダイ ・約 24.7 トン 2.5%

新松浦漁協においては、伊万里湾内で産卵したマダイが成長し沖合に移動しその沖合で盛んに行われているごち網漁でマダイをはじめとするタイ類が多く漁獲されている状況にあります。ごち網漁は新松浦漁協の主要な漁業であり、近年の水揚高は約 4 億円、水揚量は 1, 0 0 0 トン弱を推移しており、漁船漁業の全体水揚高の約 4 割を占めております。その中でも、タイ類が約 5 0 5 トンと水揚量の半分以上を占めており、新松浦漁協においては、タイ類は大変重要な漁業資源であります。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

新松浦漁協では、特にごち網において、鮮魚受け取りサイズを内規で取り決めており、大ダイは39cm以上、マダイは25cm以上、チコ・ヤレンコは21cm以上と決めています。

新松浦漁協のごち網漁業は長崎県知事から許可を受け、操業期間と区域の制限がある中で操業しています。

【A 区域】 3月1日～12月31日まで】 操業期間と区域が許可

【B 区域】 9月1日～11月30日まで】 //

【C 区域】 3月1日～ 4月30日まで】 //

【C 区域】 8月1日～12月31日まで】 //

【休漁期間 1～2月 2ヵ月間】

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

（3）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

原油価格の高騰に同調して資材等の価格も上がり、沿岸漁民は今も苦しい経営を強いられている中、いかに漁具を傷めずに漁をするか。また、魚価の低迷が続く中、夏場でも活魚で出荷できるよう工夫を凝らすなど、生活の安定に向けて漁業者は必死に取り組んでいます。

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

マダイ日本海西部・東シナ海系群

2. 意見表明の申出者

氏 名	植木 忠勝
所属又は職業等	美津島町高浜漁業協同組合 代表理事組合長

3. 意見表明の内容

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

私は、長年、対馬近海において、いか釣りでは採捕した活スルメイカ（無い場合は冷凍スルメイカ）をエサとしてマダイやブリ等を対象とした延縄漁業を行っています。特に3～12月には、本資源（マダイ）を主な漁獲対象とした操業を行っており、当該地区の漁業経営において本資源への依存度は高くなっています。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

--

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

--

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

--

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

前述のとおり、私が所属する美津島町高浜漁協ではマダイへの依存度が高い操業形態となっていることから、資源管理の必要性は認識していますが、早急な漁獲制限を行うこととなれば漁業経営に大きなダメージを与えることが想定されます。仮にマダイ TAC が設定され、漁獲の積み上がりによって採捕制限がかかった場合、ブリ等の他魚種を対象とした延縄操業にも何らかの影響が及ぶことがないかと懸念しています。

また、延縄漁業のエサとして TAC 対象種であるスルメイカを使用していますが、漁獲量が激減しており、近年はエサの確保にも労力をかけている状況にあります。自然界は喰う・喰われるの関係で成り立っているため、一部の特定魚種に偏った漁獲制限を行った場合の他魚種への影響も考慮し、バランスの取れた TAC 設定が必要だと考えます。

なお、マダイについては、漁業だけでなく遊漁による利用も多い魚種でありますので、クロマグロのように TAC 対象種になった後に遊漁者の制限を追加す

るのではなく、TAC 設定など資源管理の導入に際しては、当初から遊漁者の参加が必要と考えます。

資源評価結果について、対馬の地先海面では大型マダイも多く、いか釣りなどでもマダイが採捕されるなど、自分たちの肌感覚では資源状況が悪化しているとの実感はありません。

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

--

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

--

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

資源評価について、漁業者も理解・納得できる説明を行っていただきますようお願いいたします。

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

--

- （３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダイ 日本海西部・東シナ海系群

2. 参考人

氏 名	江口 幸男
所属又は職業等	天草漁業協同組合 代表理事組合長 (海区漁業調整委員会連合会副会長)

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

・マダイは遊漁者の人気が高い魚種であり、この影響は非常に大きいと考えられるため、資源管理を行う上では、遊漁者への漁獲数量規制も必要と考える。
・また、漁業者は既に採捕サイズ規制や種苗放流等の資源管理を行っている中で、遊漁者への数量規制を設けない資源管理案は受け入れがたい。
・国が示された資源評価の結果では、1986～2020 年の期間、常に過漁獲状態と評価されているが、本県のマダイ漁獲量は比較的安定しており、かつ漁業者が減少傾向であることを勘案すると、過漁獲という評価は疑問である。
・数量管理を行う場合、短期間で大量に漁獲するまき網と他の漁業種類は分けて管理すべきである。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

・漁獲量の大部分は漁協で把握しているが、一部の漁業者は他県の市場へ水揚げしており、正確な漁獲量の把握は困難と考える。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

・資源評価結果では、1986～2020 年の期間、常に過漁獲状態と評価されているが、本県のマダイ漁獲量は比較的安定しており、かつ漁業者が減少傾向であることを勘案すると、過漁獲という評価は疑問である。
・資源評価には遊漁による採捕が勘案されていないため、親魚量を過小評価しているのではないか。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

・目標管理基準値案（2032 年に 6,720 トン）を達成するためには、2022 年から漁獲量を半減させる試算になっている。今の資源評価の出し方では、漁業者は納得できないと考えられる。
・漁獲シナリオの採択においては、遊漁による影響も踏まえた上で、慎重に議論すべき。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ・ 漁業種類によって漁獲量が異なるため、関係者間で不公平が生まれないように注意すべき。
- ・ 例えば、特定の漁業種類だけで漁獲枠を消費しないよう、漁業種類ごとに漁獲枠を分ける等の工夫が必要。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

- ・ 体長制限（海区漁業調整委員会指示：一部海域での 15cm 以下の採捕禁止）
（県漁業調整規則：県内全域での 5cm 以下の採捕禁止）
- ・ 種苗放流

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

- ・ 県内全域の吾智網、はえ縄、一本釣漁業

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

- ・ 資源評価の結果がなぜ過漁獲と判断されたのか、分かりやすく説明していただきたい。
- ・ 資源評価に遊漁が考慮されていないことを説明の上、漁業者のみの資源管理に意義があるのか議論する必要がある。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

- ・ 漁業種類はまき網、小型底びき網、はえ縄、釣り等。
- ・ 遊漁による採捕も管理できないか検討していただきたい。

（３）その他（御質問等があれば、御記載ください。）

(様式 1 : 参考人による事前意見書)

資源管理手法検討部会に係る参考人による事前意見書

1. 対象となる水産資源

マダイ日本海西部・東シナ海系群

2. 参考人

氏 名	富岡 啓二
所属又は職業等	一般社団法人全国底曳網漁業連合会 会長理事

3. 御意見等

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

沖合底びき網漁業では狙った漁獲は限定的であり、多くの場合混獲となることから、数量管理となった場合、混獲による数量超過を避けるため、操業そのものを控えざるを得ない等支障が出ることを強く懸念。

このため、まずは混獲種の数量管理を適切に運用するための具体的な方策を提示すると共に、当該資源を数量管理することの必然性について関係漁業者の理解を得た上で検討を進めることが重要かつ不可欠。

また、資源管理の推進に当たっては当該資源を利用する漁業関係者は等しく取り組むことが必要。

当該資源について沖合底びき網漁業における操業をみると、鳥取県、島根県、山口県の操業で混獲（それぞれの地区を基地とする沖合底びき網の総漁獲量の 0.3%、3%、7%、水揚げ金額の 0.2%、5%、6%程度）として採捕されている実態。

また、当該資源の近年の漁獲量は 5,800 トン程度、我が国の総漁獲量の 0.3%程度と極めて小さく、国として数量管理を行う必然性について疑念。

(2) 各論に関する御意見（各項目に係る御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

遊漁による漁獲も相当量見受けられるため、そういった数量を把握する体制が出来ているか疑念。

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

当該魚種に関する神戸チャートはどう解釈するのが適当なのか、現在の漁獲強度と資源量はバランスが取れているのではないか。また、MSY と年齢組成について見ると、マダイという魚の価値を全く考慮しておらず、理解に苦しむ。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

- ④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

上記（１）のとおり。

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

６月～８月中旬（地区によっては８月末）迄の間禁漁のほか、山口県地区において種苗放流を実施。

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

鳥取県、島根県、山口県における沖合底びき網漁業者は勿論のこと、当該資源は日本海西部、東シナ海の沿岸漁業において多く利用されている資源であることから関係する漁業者、所属漁協、市場、流通関係者。

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

上記（１）の課題を整理し漁業者の理解を得た上でステークホルダー会合を開催すべきでは。

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

資源を利用している漁業者間に不公平感が生じないようにすること。

- （３） その他（御質問等があれば、御記載ください。）